

水道料金改定に関する Q & A

令和 7 年 1 月 沼田市

Q 1 : なぜ料金改定（値上げ）が必要なのか。

A 1 : 現行の浄水場（下久屋町）は、建設後 100 年近く経過する施設もあり、老朽化が著しいことから、新規用地への移転更新が必要とされています。また、管渠等の経年による漏水事案も多発していることから、今後、市民の皆さまに安全・安心な水道水を安定的に供給していくためには、新浄水場の更新や施設の維持管理に要する経費を料金で賄っていく必要があるため、値上げを行うものです。

Q 2 : 今まで 30 年も改定を行ってこなかったのはなぜか。

A 2 : 前回の料金改定は平成 5 年ですが、改定後しばらくの間は、施設の老朽化が進んでいないことから、維持管理に要する経費は少額で済んでいました。また、人口減少も緩やかで、料金収入も十分にあり、積立金も増加している状況であったことから、料金改定の必要はありませんでした。

しかしながら、平成後期に入り、本市も含め全国的に水道施設の老朽化や人口減少が進む中、総務省により中長期的な経営目標を定める経営戦略の策定が推奨されはじめました。本市においても「沼田市水道事業経営戦略」を策定し、その結果、事業の効率化等を図っても、財源が不足することが見込まれることから、今回の料金改定に到ったものです。

Q 3 : 改定率はどのように決定したのか。

A 3 : 有識者委員 6 名で構成される「沼田市水道料金あり方検討委員会」に料金の見直しについて諮問し、「令和 7 年 4 月から増加率 28 % での改定が妥当である」との答申があったことから、その答申に基づき改定するものです。

なお、答申には附帯意見として、「段階的値上げの検討」の意見もあったことから、現行の物価高等による厳しい経済情勢を鑑み、改定率 14 % → 改定率 28 % の 2 段階値上げとしたものです。

Q 4 : 料金体系を用途別から口径別へ変更した理由は。

A 4 : 旧料金体系において採用していた「用途別」では、水道本管の維持管理に係る費用負担の公平性の観点から好ましくなく、県内12市でも「口径別」を採用していないのは本市だけであるという状況でした。時代背景の変化もあり、浴場営業用など、現状では必要の無い区分もあることから、今回の改定に併せ変更することとなりました。

Q 5 : 改定を行う前に自助努力が必要なのでは。

A 5 : 前回改定から当面の間は、料金収納・窓口対応等業務の民間委託による人件費削減や企業債の借入抑制などにより、健全な財政を維持してきました。
しかしながら、前述のとおり、施設の老朽化や人口減少により急激に経営環境が悪化する見込であることから自助努力にも限界があり、やむを得ず改定を行うものです。
なお、新浄水場の更新にあたっては、ウォーター PPP など官民連携による資金削減施策の導入を検討する予定です。

Q 6 : 具体的にどの程度の値上げとなるのか。

A 6 : 1段階目の値上げ（令和7年9月分～令和9年3月分）における改定率は14%となっておりますが、メーター口径や使用水量により実際に値上げになる率は異なります。一般的に市町村の水道料金比較で使用される「口径13ミリ・月20m³使用の料金（税込）」においては、2,510円から2,750円になり、240円（9.6%）の値上げになりますが、メーター口径が大きいほど改定率も高くなり、30ミリ以上では、使用水量によっては30%以上の値上げとなります。
その他の使用パターンや詳細は、ホームページ掲載のお知らせ等でご確認ください。

Q 7 : 他自治体と比較して、沼田市の料金水準はどの程度となるのか。

A 7 : 改定前の水準における比較（前述による「口径13ミリ・月20m³使用の料金（税込）」）では、本市は、全国平均（3,317円）、県内平均（2,554円）ともに下回っていましたが、改定後は、全国平均は下回るものの、県内平均を上回る見込です。ただし、全国的に水道料金は見直し傾向にあるため、平均値も今後上昇する見込みです。

Q 8 : 今回値上げをすれば、当面改定は行わずに済むのか。

A 8 : 今回の料金改定につきましては、令和5年度に改定した「沼田市水道事業経営戦略」により試算された数値を基に行っております。経営戦略は国の指針により、概ね5年ごとに見直しを行う必要があるため、次回は令和10年に改定する経営戦略により料金改定の必要性を検討することになります。

Q 9 : なぜ改定するのは上水道区域のみののか。

A 9 : 水道事業は、給水人口の規模により（5,000人を境に）「上水道事業」と「簡易水道事業」に区分され、別事業として運営されており、会計や料金体系も異なっております。そのため、前述の「経営戦略」もそれぞれ別に定めておりますが、経営状況が厳しいことには変わりがなく、次回の経営戦略の改定に併せて見直しを検討する予定です。

Q10 : 下水道使用料も一緒に改定されるのか。

A10 : 今回は、下水道使用料の改定はありません。

なお、下水道事業につきましても「経営戦略」を定めていることから、前述の簡易水道事業と同様に、次回の経営戦略改定に併せて見直しを検討する予定です。